

ひとり親家庭を
対象に

今より家賃の安い住宅に転宅するための費用を
最大40万円まで支給します！

引越したいけど
お金がかかる…



今のところは家賃
が高くて毎月の固
定費が…



そんなお悩みの方へ！

今より家賃の安い住宅に転宅するための**契約費用**と**引越し費用**を支給します！

練馬区ひとり親家庭転宅支援給付金

契約費用

敷金や礼金等の費用として最大30万円

引越し費用

荷物等を運ぶ費用として最大10万円

今より安い住宅に転宅することによって、家計の改善が見込まれるとファイナンシャルプランナーが評価した方が対象です。区の実施するひとり親家庭向けの家計相談で、ファイナンシャルプランナーが家計の相談を受け付けます。（詳しくは裏面参照）

家計相談をされた方が対象です。まずはお問い合わせください！



問合せ



練馬区生活福祉課ひとり親家庭支援係

電話 03-5984-1319 月～金：午前8時30分～午後5時15分
(年末年始・祝日を除く)

申請要件

つぎのすべてに該当する方が対象です。なお、この給付金の支給は原則1回限りです。

- 練馬区から児童扶養手当または児童育成手当を受けている方
- 区内の賃貸住宅から区内の賃貸住宅への転宅を検討している方
※これから転宅する方が対象です。
※転宅前、転宅後のいずれも申請者本人が賃料を支払っている場合が対象です。
- 生活保護を受給していない方
- 区の実施する家計相談事業で、家賃の安い住宅への転宅が家計の安定につながると評価された方

[👉支給までのSTEPへ](#)

支給までのSTEP

STEP 1

相談予約

Webで家計相談の予約をお取りください。

[👉練馬区ひとり親家庭支援ナビ](#)

<https://nerima-hitorioya.jp/kakei-sodan-reserve/>

Web予約



STEP 2

家計相談

ファイナンシャルプランナーが家計の状況をお伺いし、家計診断や長期的なライフプラン設計等をご案内いたします。より家賃の安い住宅への転宅が家計の安定につながると評価された場合、評価書を交付します。

STEP 3

申請

申請書と評価書を生活福祉課ひとり親家庭支援係に提出してください。ファイナンシャルプランナーの評価を踏まえて給付金の支給対象となるかを区が審査します。審査完了後、結果の通知をお送りいたします。

STEP 4

住宅探し

支給対象の決定を受けたら、転宅先として検討している住宅の家賃額や住所、契約費用などがわかる書類を提出してください。審査完了後、支給金額の決定通知をお送りいたします。

※地震保険料など、一部対象外の費用もあります。

STEP 5

契約・引越し

支給金額の決定を受け、契約・引越しが完了したら、請求書と支払った金額がわかる領収書の写し等を提出してください。

※給付金は、原則、お引越し後、領収書の写し等を区で確認してから支給します。

給付金の支給前に契約・引越しすることが難しい場合はご相談ください。

STEP 6

給付金の支給

給付金を区から指定の口座に振り込みます。